

【別添 1】

全 員 協 議 会 資 料
令 和 5 年 (2023) 3 月 2 4 日
消 防 本 部 警 防 課



答 申 書

(中間答申)

～出雲市消防団の適正な報酬・手当について～

令和3年(2021)11月29日

出雲市消防団改革推進委員会

— 目 次 —

	ページ
I はじめに	1
II 適正な報酬・手当について	3
1. 消防団員の年額報酬について	3
(1) 「団員」階級の年額報酬の改定について	
(2) 「団員」より上位の階級の者の年額報酬の改定について	
2. 消防団員の出場手当について	4
(1) 出場手当の位置付けについて	
(2) 出場報酬の改定について	
3. 報酬等の支給方法について	5
4. 消防団の運営に必要な経費について	6
5. 報酬額改定等の時期について	6
(1) 年額報酬額及び出場報酬額改定の時期について	
(2) 報酬等の直接支給及び 消防団の運営費予算措置の実施時期について	
III 今後の検討事項	7
 〔附属資料〕	
1. 諮問書（写）	8
2. 出雲市消防団改革推進委員会委員及び助言者名簿	9
3. 委員会の開催状況	10
4. 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」 （令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知）	11
5. 他市町村との報酬額比較表	16
6. 消防団員の報酬引き上げに係る予算額の試算	17

I はじめに

出雲市消防団を取り巻く諸課題の解決、出雲市消防団の将来のあり方を検討するため、第三者を含めた委員で構成した「出雲市消防団改革推進委員会」を設置、令和3年8月4日、出雲市長から当委員会に対し、出雲市消防団における団員確保及び組織編成などの諸課題解決のため、次の事項について諮問を受け、令和4年度末を目途に答申することとなる。

1. 消防団員確保等に関する事
2. 消防団組織の将来のあり方について

そこで当委員会は、「1. 消防団員確保等に関する事」を、

- (1) 適正な報酬・手当
- (2) 団員の負担軽減
- (3) 魅力的な団活動
- (4) 雇用者、地域の理解・協力
- (5) 戦略的広報活動

「2. 消防団組織の将来のあり方について」を、

- (1) 地域防災力を考慮した組織再編
- (2) 機能別消防団員、外国人消防団員、学生消防団員の創設と女性消防団員の拡充

に細分化し検討することとした。

他方、本年4月に消防庁において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下、「国の基準」という。）が策定され、各市町村に対し通知された。この通知は、年額報酬及び出場報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上などが取りまとめられ、その適用を令和4年4月1日とし、市町村に対して、消防団員の処遇改善等について積極的な取り組みを行うよう助言されたものである。

これにより、消防団員の報酬・手当等に関する改善について、令和3年度中に方向性を示す必要があることから、「1. 消防団員確保等に関する事」のうち、(1)適正な報酬・手当について最優先に検討することとする。会議は、消防行政を専門とした大学教授を交え、全国的な動向について助言を受けながら進行する。

地域住民の安全・安心を守るため災害活動を行われるものに対して、相応の処遇をすべきであるという考えのもと、本年8月から11月まで3回にわたる議論を通じ、一定の方向性について合意を得たので、ここに答申書（中間答申）を取りまとめたところである。

II 適正な報酬・手当について

報酬等の処遇改善については、団員本人のモチベーションの向上に繋がり、今後の加入促進にも好影響が期待できる。また、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠であると考える。

1. 消防団員の年額報酬について

本市の消防団員各階級の年額報酬の額（現行）は、次のとおりである。

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額報酬(円)	70,000	50,000	38,000	29,000	25,000	22,000	17,500

「国の基準」では、年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準とし、「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額を定めるよう示している。

(1) 「団員」階級の年額報酬の改定について

「団員」階級の年額報酬額を現行の17,500円から、36,500円に改めることが適当である。

【理由】

- ① 本市の年額報酬額は、他各市町村の金額と比較して低い。
- ② 発災時に直ちに出場する即応体制をとるため、また、消防団員という身分を持つことに対する日常的な心構えに相応する金額として、「国の基準」で示す36,500円は妥当である。

(2) 「団員」より上位の階級の者の年額報酬の改定について

「団員」より上位の階級の者の年額報酬額を、次に示す金額を基準として改めることが適当である。

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
年額報酬(円)	80,000	65,000	50,000	43,000	40,000	37,000	36,500

【理由】

- ① 階級が上位になるほど、団・分団等の運営にも携わるなど、職責も重大となり、相応の階級間差で報酬額を定めることが適当である。

- ② 交付税算入額（資料 6 参照）を参考とし、本市消防団の階級ごとの職責、業務負荷の現状を考慮した。

2. 消防団員の出場手当について

本市は、消防団員の各種出場において 1 回 3,700 円を基準に、出場手当（費用弁償）として支給している。その内容は、次のとおりである。

消火活動	火災現場における警戒	訓練	その他
1 回 4 時間 3,700 円 以後 4 時間毎に回数加算	1 回 8 時間 3,700 円 以後 8 時間毎に回数加算	1 回 3,700 円	1 回 3,700 円

「国の基準」では、出場手当と呼称され「費用弁償」として位置付けられていたものを、団員の活動や労苦に応じた「報酬」とすること、また、出場報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。）に関する出場については、1 日当たり 8,000 円を標準とし、災害以外の出場については、市町村において、出場の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額を定めるよう示している。

(1) 出場手当の位置付けについて

本市消防団の出場手当の位置付けを、「費用弁償」から「報酬」に改める。

【理由】

「国の基準」で、出場手当の位置付けを「報酬」に改めたことから、本市も同様に改める。

(2) 出場報酬の改定について

次に示す金額を基準として改めることが適当である。

災害（水火災及び地震等）に関する出場		訓練	その他
	火災現場における警戒、 火災原因調査、捜索	1 日当たり	1 日当たり
8 時間まで 8,000 円 以後 4 時間毎に 4,000 円を加算	4 時間まで 4,000 円 以後 4 時間毎に 4,000 円を加算	3,700 円	3,700 円

ア 災害（水火災又は地震等）に関する出場報酬について、活動時間 8 時間までを 8,000 円とし、8 時間を超える場合は、4 時間毎に 4,000 円を加算し支給することが適当である。

【理由】

- ① 「国の基準」で示す1日当たり8,000円は、本市が現行で活動時間4～8時間に対して支給している7,400円と比較し大差はなく、妥当な額と考える。
- ② 長時間にわたる活動に対しては、その活動や労苦に応じた報酬を支給すべきであり、4時間毎に4,000円を加算することとした。

イ 災害に関する出場の中で、火災現場における警戒活動（火災鎮火後の警戒）、火災原因調査に係る支援活動、捜索活動については、4時間までを4,000円とし、4時間を超える場合は4時間毎に4,000円を加算し支給することが適当である。

【理由】

災害に関する出場ではあるが、時間を区切った交替での活動も可能なため、8時間ではなく、4時間を単位とすることが適当である。

ウ 訓練及びその他の出場については、報酬額を1日当たり3,700円とすることが適当である。

【理由】

- ① 活動時間が短いこと、予定が立てやすいこと（活動時間や開始・終了時間が事前に分かっている）、危険性が低いこと。
- ② 現行の手当は、県内他市町村と比較し大差がなく、妥当な金額と考えることから現行どおりとする。

3. 報酬等の支給方法について

消防団員個人に対し、市から直接支給すべきである。

【理由】

- ① 本市は、現在、所属分団等の代表者の口座にまとめて支給、これを各分団等において団員個人に分配して支給する方法をとっている。しかし、一部を各分団や部等の運営費に充て、実際は各団員の報酬及び手当の満額が個人に支給されているわけではない事実がある。

- ② 職責や勤務量に応じた報酬を支給していく中で、直接支給により、その対価が団員個人に確実に支払われ、支給事務の透明性を図ることができ、団員の士気向上にもつながる。

4. 消防団の運営に必要な経費について

消防団の運営に必要な経費について、市において適切に予算措置することが適当である。

【理由】

- ① 「3. 報酬等の支給方法について」で述べたように、現状では、分団等にまとめて支給された個人の年額報酬や出場手当の一部が、コミュニティ消防センター等の衛生用品、洗剤、掃除用具、その他細かな雑費などに充てられている。
- ② 公共施設の維持管理に係る経費、消防団の活動に係る経費は、公費を支出することが当然である。

5. 報酬額改定等の時期について

(1) 年額報酬額及び出場報酬額改定の時期について

年額報酬額及び出場報酬額改定の時期は、組織再編の方向性が明らかになった上で早急に実施されたい。

【理由】

国の助言もあり、報酬額の改定は早急に実施すべきことと考えるが、今後議論を予定している組織再編と密接な関係があるため、組織再編の方向性が明らかになった上で、必要な予算措置を行うことが望ましい。

(2) 報酬等の直接支給及び消防団の運営費予算措置の実施時期について

報酬等の団員個人への直接支給及び消防団の運営に必要な経費の予算措置については、直ちに実施されたい。

【理由】

- ① 報酬等の団員個人への直接支給については、事務的な課題をクリアすれば直ちに支給することが可能であり、報酬額改定に先行し実施すべきである。

- ② 報酬や手当の一部が充てられていた消防団の運営に必要な経費については、報酬等の直接支給に合わせ、公費を充てることが適当である。

Ⅲ 今後の検討事項

当委員会では、まず消防団員の報酬等を中心に検討し、一定の方向性について結論を得た。市においては、早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取り組みを進められるよう要望する。

なお、消防団員確保等に関する課題については、団員の負担軽減、魅力的な団活動、雇用者や地域の理解と協力、戦略的な広報活動など、他にも検討すべき重要な課題がある。

また、消防団組織の将来のあり方については、地域防災力を考慮した組織再編と、機能別消防団員・外国人消防団員・学生消防団員の創設と女性消防団員の拡充などの課題も検討する必要がある。

このため、当委員会においては、これらのことについて引き続き検討し、令和4年度末までに一定の結論を得る考えである。

附属資料

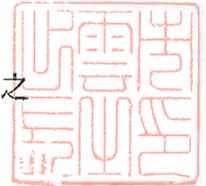
(写)

警 防 第 4 1 5 号
令和3年(2021)8月4日

出雲市消防団改革推進委員会

委員長 森山靖夫 様

出雲市長 飯塚 俊之



出雲市消防団における団員確保及び組織編成などの
諸課題解決に向けた検討について (諮問)

本市では、安全・安心のまちづくりに資することを目的とし、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組んでいます。

一方で、出雲市消防団を取り巻く主な課題として、なりて不足が挙げられます。この背景には、少子高齢化、被用者人口の増加など社会情勢が大きく関わり、また、世帯構成の変化、集合住宅居住者の増加、自治会加入率の低下など地域環境も大きく関わっており、こうした動向に影響される消防団の将来像を地域全体で検討していく必要があります。

つきましては、出雲市消防団における団員確保及び組織編成などの諸課題解決に向けた検討、並びに将来のあり方について、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 消防団員確保等に関する事
- 2 消防団組織の将来のあり方について

出雲市消防団改革推進委員会 委員及び助言者名簿

(敬称略:順不同)

役 職	氏 名	組 織 ・ 役 職 等
委 員 長	森山 靖夫	元出雲市消防長
副委員長	亀滝 和利	元出雲市消防団副団長
委 員	石飛 孝夫	出雲市消防団 副団長
"	大場 利信	出雲市議会議員
"	小村 貞雄	出雲地域自治協会連絡協議会 会長
"	佐藤 康弘	JAしまね出雲地区本部 企画総務部総務課長
"	高橋 義孝	斐川地域自治協会連合会 会長
"	中尾 留美	消防団員の家族
"	錦織 孝司	今市分団 分団長
"	平井 孝弥	出雲市消防長
"	本郷 創也	平田第4方面隊 方面隊長
"	水師 幸夫	大社地域自治協会連合会 会長
"	森山 賢次	防災安全部 防災安全課長
"	森脇 都多江	出雲市男女共同参画センター 所長
"	山岡 尚	出雲商工会議所 専務理事
助 言 者	永田 尚三	関西大学社会安全学部 教授

委員会の開催状況

会議	開催日	会場	主な内容(議題)
第1回	令和3年8月4日(水)	庁議室	委嘱状交付 諮問書の交付 委員会の目的と検討事項について 出雲市消防団の現況について
第2回	令和3年9月28日(火)	消防本部	消防団員の適正な報酬・手当について
第3回	令和3年11月11日(木)	消防本部	消防団員の適正な報酬・手当について 中間答申(案)について 消防団組織の将来のあり方について

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出勤回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出勤に応じて支払われる出勤報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出勤報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出勤については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出勤については、市町村において、出勤の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出勤に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果給的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出動に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出動や日付をまたぐ出動、1日に複数回の出動といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出動が長期間にわたる場合には、出動報酬の支給単位は出動日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出動報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出勤に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

他市町村との報酬額比較表

島根県内市町村

令和3年4月1日現在

市町村名	年 額 報 酬							出 場 手 当				
	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	単 位	災 害	警 戒	訓 練	そ の 他
交付税算入額	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	1日	8,000			
出雲市	70,000	50,000	38,000	29,000	25,000	22,000	17,500	1回	4h毎に3,700	3,700	3,700	3,700
松江市	79,000	※1)70,000 65,500	47,000	42,000		33,500	32,500	1回	5,900	3,000	3,000	3,000
浜田市	67,000	55,000	42,000	31,000	27,000	22,000	19,000	1回	3,600	3,000	3,000	3,000
益田市	80,000	56,000	38,000	28,000	24,000	22,000	20,000	1回	4h以上6,000 4hまで4,000	4,500	4,500	4,500
津和野町	95,000	70,000	55,000	40,000	33,000	30,000	27,500		3,300	3,300	3,300	3,300
吉賀町	88,900	68,400	50,900	39,500	33,300	29,500	27,100	1日	3,400	3,400	3,400	3,400
安来市	70,000	55,000	42,000	36,000	32,000	28,000	20,000	1回	3,600	3,600	3,000	会議2,800
大田市	67,000	55,000	42,000	31,000	27,000	22,000	19,000	1回	3,500	3,000	3,000	3,000
江津市	70,000	53,000	39,100	29,900	24,700		18,600	1回	3,600	3,600	3,600	ラッパ 手当 3,600
川本町	82,000	62,000	47,000	35,000	29,000	25,000	22,000	1時間	1,000		700	ラッパ 隊1回 700
美郷町	82,000	62,000	47,000	35,000		29,000	22,000	1回	4,000	4,000	3,700	ラッパ 年額 3,600
邑南町	82,000	62,000	47,000	35,000	29,000	25,000	22,000	1回	2,400	2,400	3,700	
雲南市	82,000	68,500	50,000	45,000	43,000	36,500	35,500	1回	2,000	2,000	2,000	2,000
奥出雲町	81,000	67,500	49,000	44,000	35,500	35,000	34,500	1回	4h以上3,000 4hまで1,000	4h以上3,000 4hまで1,000	3,000	
飯南町	70,000	56,000	43,000	33,000		27,000	25,000	1回		2,000	2,000	2,000
隠岐の島町	65,600	48,200	37,700	29,700		22,800	16,800	1回	5,500	5,500	5,500	3,100
西ノ島町	63,000	45,900	36,300	28,500		21,900	14,500	1回	5,000	5,000	5,000	5,000
海士町	63,000	45,900	36,300	28,500		21,900	14,500	1回	5,000	5,000	5,000	5,000
知夫村	63,000	45,900	36,300	28,500		21,900	14,500	1回	5,000	5,000	5,000	5,000

※1) 松江市 副団長及び方面団長：70,000円、方面副団長：65,500円

人口・面積が出雲市に近い市

令和3年4月1日現在

市名	年 額 報 酬							出 場 手 当				
	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	単 位	災 害	警 戒	訓 練	そ の 他
鳥取市	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500	1回	3,300	2,800	1,700	
帯広市	85,800	65,400	58,800	46,200	42,600	37,800	30,600	1回4h	4,500	4,500	4,500	4,500
松阪市	120,000	※2)80,000 60,000	50,000	35,000	32,000	31,000	30,000	1回	1日 4,000		操法500 他3,500	入校 7,000
東広島市	132,000	81,000	51,000	39,000	30,000	23,000	22,000	1回	5h以上5,800 5hまで2,900	2,400	2,400	
都城市	190,000	180,000	139,000	121,000	※3)94,000 64,000	59,000	50,000	1回	4h以上4,700 2~4h 2,400 2hまで1,000	1,000	4h以上4,700 2~4h 2,400 2hまで1,400	4h以上4,700 4hまで2,400

※2) 松阪市 副団長及び方面団長：80,000円、方面副団長：60,000円

※3) 都城市 部長：94,000円、副部長：64,000円

消防団員の報酬改定に要する費用の試算

①令和3年度予算額

階級	条例定数 (人)	実人数 (R3.6.1) (人)	予算 人数 (人)	令和3年度予算額(円)				予算額計
				年額報酬		出場手当		
				一人あたり 報酬	予算額	一回あたり 手当	予算額	
団長	1	1	1	70,000	70,000	3,700	35,796,000	
副団長	21	21	21	50,000	1,050,000			
分団長	48	48	48	38,000	1,824,000			
副分団長	48	48	48	29,000	1,392,000			
部長	147	147	147	25,000	3,675,000			
班長	179	179	179	22,000	3,938,000			
団員	1,397	1,256	1,306	17,500	22,855,000			
計	1,841	1,700	1,750		34,804,000		35,796,000	70,600,000

②交付税算入額による年額報酬、災害出場を8,000円とした出場報酬の試算

階級	条例定数 (人)	実人数 (R3.6.1) (人)	予算 人数 (人)	交付税算入額による試算(円)				予算額計
				年額報酬		出場手当		
				一人あたり 報酬	予算額	一回あたり 手当	予算額	
団長	1	1	1	82,500	82,500	災害出場 8,000 その他 3,700	39,812,000	
副団長	21	21	21	69,000	1,449,000			
分団長	48	48	48	50,500	2,424,000			
副分団長	48	48	48	45,500	2,184,000			
部長	147	147	147	37,000	5,439,000			
班長	179	179	179	37,000	6,623,000			
団員	1,397	1,256	1,306	36,500	47,669,000			
計	1,841	1,700	1,750		65,870,500		39,812,000	105,682,500

計②-① 35,082,500

③出雲市消防団の階級ごとの職責、業務負荷の現状を考慮した年額報酬、災害出場を8,000円、警戒等出場を4,000円とした出場報酬の試算

階級	条例定数 (人)	実人数 (R3.6.1) (人)	予算 人数 (人)	出雲市消防団の階級間差を勘案した試算(円)				予算額計
				年額報酬		出場手当		
				一人あたり 報酬	予算額	一回あたり 手当	予算額	
団長	1	1	1	80,000	80,000	災害出場 8,000 警戒等 4,000 その他 3,700	41,131,300	
副団長	21	21	21	65,000	1,365,000			
分団長	48	48	48	50,000	2,400,000			
副分団長	48	48	48	43,000	2,064,000			
部長	147	147	147	40,000	5,880,000			
班長	179	179	179	37,000	6,623,000			
団員	1,397	1,256	1,306	36,500	47,669,000			
計	1,841	1,700	1,750		66,081,000		41,131,300	107,212,300

計③-① 36,612,300

計③-② 1,529,800